CRPD/C/BEL/QPR/2-3

**ベルギー　第2・3回審査　締約国報告前質問事項**（JD仮訳）

2019年4月

障害者権利委員会

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**List of issues prior to the submission of the combined second and third periodic reports of Belgium\***

＊　委員会の第21会期（2019年3月11日～4月5日）で採択

**A. 目的及び一般的な義務（第1～4条）**

1. 第1回報告の審査以降に締約国がとった以下の具体的な措置を示してください。

 (a）国内法を、連邦（federal）、 地域圏 (region)、 共同体 （community）の各レベルにおいて、条約に基づくすべての義務に合致させ、これらのレベル間の緊密な協力を確保する。

 (b）障害者に関する規制の枠組みとその実施が、条約に謳われている障害の人権モデルに沿ったものであることを確保する。

 (c) 連邦、地域圏、共同体の各レベルにおける障害の概念が一貫しており、締約国全体の権利やサービスへの利用しやすさが不平等にならないようにすること。

2. 障害者の権利に特化した国家計画や戦略、および障害者が対象に含まれる主流の国家計画や戦略についての情報を提供してください。

3. 連邦、地域圏、共同体の各レベルにおいて、障害関連の法律や政策の設計、実施、見直しを含むすべての段階で、およびその他の政策と意思決定過程で、障害者の代表組織を通じて、障害者の完全かつ効果的な参加を確保するためにとられた措置について情報を提供してください。

4. 連邦、地域圏、共同体の各レベルで諮問委員会を設置し、そこに十分な資源を配分するためにとられた具体的な措置について情報を提供してください（初回総括所見10項、CRPD/C/BEL/CO/1, para.10）。

**B. 具体的な権利（5-30条）**

**平等及び無差別（5条）**

5. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a）領域間及び多領域にまたがる交差的・複合的な（intersecting and multiple）差別、障害者の関係者であることを理由とした差別、以前の健康状態を理由とした差別を含む、あらゆる形態の障害に基づく差別と闘うために、差別禁止法の枠組みを強化し、その実施を改善する。

 (b）差別禁止法に規定されている救済措置を見直し（初回総括所見12項、CRPD/C/BEL/CO/1, para.12）、交差的差別や複合的な差別を含む障害を理由とした差別の被害者に対する救済措置と補償を確保すること。

**障害のある女子（第6条）**

6. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) 障害のある女性と女子に対する交差的・複合的な差別を防止し、障害関連の法律と政策に男女平等の視点を盛り込み、女性に関する法律と政策に障害の視点を盛り込む。

 (b）連邦、地域圏、共同体のレベルで、教育と雇用への利用しやすさを確保することなどにより、障害のある女子と少女を力づける。

**障害のある児童（第7条）**

7. 以下の情報を提供してください。

 (a） 障害児の家庭生活を営む権利の尊重を確保するためにとられた措置。ここには里親家庭における障害児への支援を提供し、早期介入およびその他の包容的なサービスを利用する手段を提供する措置が含まれる。

 (b) 施設に入所している障害児を含め、家族と暮らしていない障害児の数と、彼らの施設からの退所及び地域生活への移行を保証するために投入された財政およびその他の資源。

**意識の向上（第8条）**

8. 以下の項目について情報を提供してください。

 (a) 障害者の権利と権利条約に対する意識を高めるための、連邦、地域圏、共同体の各レベルでの行動計画と戦略の採用と実施。

 (b) 特にメディアにおいて、障害者の肯定的なイメージを奨励し、障害者に関する誤解や固定観念を根絶するためにとられた具体的な措置。

 (c) 意識向上のための計画及び戦略の策定及び実施に障害者団体がどのように関与しているか、及び、これらの計画及び戦略の結果について。

**施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）**

9. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) 連邦、地域圏、共同体のすべてのレベルで、一般市民に開放または提供されているすべての施設及びサービス、特に教育・医療・社会サービスの利用の容易さを確保する。

 (b) すべての公共交通機関、都市・地方のインフラを、すべての障害者が利用できるようにする。また、明確な時間枠、測定可能な基準、指標を伴う具体的な行動を示してください。

 (c) 利用の容易さへの障壁を取り除き、関係する監視スタッフに継続的な研修を提供することを目的とした資金の配分を適切に監視すること。

 (d) 前回の総括所見の発表以降の利用可能度（アクセシビリティ）基準の不遵守に対して、経済的制裁を含む制裁を課すこと。

 (e) 建築家、デザイナー、エンジニア、プログラマーなどの専門職の必須カリキュラムに、ユニバーサルデザインによる利用可能度（アクセシビリティ）基準に関する継続的な研修を含める。

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）**

10. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) 障害のある亡命希望者や難民を迅速に特定し、利用可能な宿泊施設と個別の支援サービスを提供すること。

 (b) 「災害リスク削減のための仙台フレームワーク2015-2030」に沿って、災害リスク管理を完全に利用可能で障害者を含む包容的なものにする。

 (c) 災害リスク削減戦略および人道支援プログラムの設計・実施において、障害者団体との意味のある協議とその関与を確保する。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

11. 以下について情報を提供してください。

 (a）2013年3月17日に改正されたばかりの法律を含む締約国の法律とその実施が、法律の前にひとしく認められる権利と意思決定支援の権利の実現を確実にするためにとられた措置。

 (b） 治安判事への財政的および人的資源の提供を含む、法律の前のひとしい承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に沿って、障害者に意思決定支援を提供するためにとられた具体的な措置。

 (c）公務員、裁判官、ソーシャルワーカーなど、連邦、地域圏、共同体の各レベルのすべての関係者に対して、条約に基づく、特に第12条に基づく締約国の義務についての研修を行うこと。

**司法手続きの利用の機会（第13条）**

12. 連邦、地域圏、共同体の各レベルでとられた以下の措置の情報を提供してください。

 (a) 弁護士、検察官、裁判官、裁判所職員など、司法分野で働く職員に対し、障害者の権利および障害の人権モデルに関する研修を定期的に行う。

 (b) 拘禁されている障害者に対して、個々の要求を評価し、個別の支援を提供し、司法手続きに参加できるよう関連情報が利用できることを保証する。

 (c) 司法手続きにおいて、障害者に手続き上の配慮を図ること。利用可能な手話言語通訳者の数、裁判所の建物の物理的な利用しやすさ、点字やわかりやすい版を含む利用しやすい様式での公式情報の利用可能性についての情報も含めてください。

**身体の自由及び安全（第14条）**

13. 2014年5月5日の法律や1990年精神保健法など、障害を理由に自由を奪うことを認める法律上の規定を改正し、すべての精神保健サービスを含む医療サービスの提供が、当事者の自由意思によるインフォームドコンセントに基づくことを保証するために取られた措置について、情報を提供してください。

14. 「生物学及び医学の応用に関わる人権及び人間の尊厳の保護に関する条約」の追加議定書案「非自発的入院及び非自発的治療に関する精神障害者の人権及び尊厳の保護」の採択に関する議論において、この案が条約のいくつかの条項を侵害していることを踏まえて、締約国の立場についての情報を提供してください。

**拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

15. 知的障害者や心理社会的障害者、特に精神科病院やその他の施設に収容されたままの人に対する物理的・化学的な拘束や隔離などの同意のない行為を廃止するためにとられた措置について情報を提供してください。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

16. 以下の情報を提供してください。

 (a）障害者、特に女子、児童、高齢者を、あらゆる形態の家庭内・施設内暴力を含む搾取、暴力、虐待から保護することを確保するためにとられた措置。

 (b) 特に施設内での暴力の早期発見、被害者からの証言収集のための手続き的配慮の提供、暴力犯罪の責任者の起訴、暴力の被害者である障害者が受ける救済の種類に関する手続き規定の確立。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

17. 障害者に対する強制的な不妊手術を含む同意のない治療を禁止・防止し、インターセックスの人が不必要な転換手術を受けないよう保護するためにとられた措置を示してください。

**自立した生活及び地域社会への包容（第19条）**

18. 以下の項目について情報を提供してください。

（a） 障害者が自立した生活を送り、地域社会に溶け込む権利を享受するために、連邦、地域圏、共同体の各レベルで障害者行動計画を実施する措置、およびパーソナルアシスタンス予算やその他のサービスや支援の待機者をなくす計画を実施する措置。

 (b) 施設で生活しているすべての人を対象に、明確な時間枠を持った効果的な脱施設化戦略を実施するための措置。これまでに施設退所した障害者の数を含め、これらの人々の現在の状況を詳しく説明してください。

 (c) すべての障害者が、他の人と平等に自由に居住地を選択する権利を享受し、パーソナルアシスタンスを含む日常生活のためのあらゆる訪問型サービスやその他の地域サービスを利用できるようにするためにとられた措置。

 (d) パーソナルアシスタンスと自立生活のための欧州構造投資資金と国の資金の使用。提供された資金について、絶対値と割合の正確なデータを含めてください。

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

19. 以下のための措置について情報を提供してください。

 (a) 個別の支援や環境の改善を含め、生活のあらゆる分野での、すべての障害者の個人的な移動を容易にする。

 (b) 障害者とその家族が、必要とする個人用移動補助器具、装置、その他の支援機器を確実に利用できるようにする。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（21条）**

20. 以下の項目について情報を提供してください。

 (a) 連邦、地域圏、共同体の各レベルの当局が、すべての利用可能な様式で公式情報を提供しているかどうか。

 (b) 手話言語通訳者の訓練プログラム。また、障害者が、点字、わかりやすい版、平易な言葉、盲ろう者通訳、手話言語、音声ガイド、字幕など、利用可能で使用可能なすべての様式で、公共情報やマスメディアを利用できることを保証する措置。

**家庭および家族の尊重（第23条）**

21. 次の具体的な措置について情報を提供してください。

 (a) 障害児を持つ親、特に児童の世話のために仕事を辞めることが多い母親を支援する。

 (b) 障害者が他の人と平等に、親権や養子縁組などの権利を行使し、責任を果たすことができるようにする。

 (c) 障害者が、家族計画を含む性と生殖に関する健康と権利について、年齢に応じた情報と教育を受けることができるようにする。

**教育（第24条）**

22. 次の項目について情報を提供してください。

 (a) 知的障害児を含むすべての障害のある児童のために、特殊教育を含む並列の教育制度を、一般の制度で支援する質の高い包容的制度に変えるために、締約国のすべてのコミュニティにおいて、一貫した包括的な教育戦略を採用し、実施するためにとられた措置。この戦略に用いられた基準目標、基準線、指標、及びその実施に割り当てられた資源に関する情報も含めてください。

(b) 障害のある生徒に個別の支援を提供するために利用できる財政的、物資面及び人的資源と、包容的教育の枠組みで適用される利用可能度（アクセシビリティ）基準。

 (c) 障害のある教員の養成及び採用を促進・奨励するためにとられた措置。

**健康（第25条）**

23. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) 専門職によるサービスを含む医療施設とサービスが、すべての障害者にとって利用しやすく、かつ手頃な価格であることを保証する。

 (b) 障害の人権モデルについて、また、障害のある人、特に心理社会的障害や知的障害のある人に対する差別的・否定的な態度や固定観念をなくすための措置について、医療専門職や支援スタッフを訓練する。

**ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）**

24. ハビリテーションとリハビリテーション・サービスが以下の通りであることを保証するために取られた措置について情報を提供してください。

 (a) 障害者が最大限の自立、完全な身体的、精神的、社会的、職業的な能力、及びすべての生活分野への完全な包容及びと参加を達成し、維持することができるように設計され、実施される。

 (b) 利用可能かつ手頃な価格で、差別なく、かつ障害者の人権モデルに準拠して、障害者に提供されることを保証すること。

**労働及び雇用（第27条）**

25. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) 民間および公共部門において、障害者、特に障害のある女子の雇用率を高めるプログラムを強化する。

 (b) 障害者が失業や授産所での雇用から、開かれた労働市場での雇用へと移行するのを促進する。

 (c) 合理的配慮の欠如を含む、採用プロセスや職場における障害者に対する障壁や差別に対処する。

 (d) 持続可能な開発目標のターゲット8.5を実施する際に、この条約を遵守する。

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

26. 以下のために取られた措置を説明してください。

 (a) 特に、女子、児童、高齢者の障害者の状況に焦点を当てて、貧困とホームレスの削減戦略において障害を主流化する。

 (b) 障害者への社会的保護と支援サービスが、障害に関連する追加コストを考慮して提供されるようにする。

 (c) 連邦社会保障公団の障害者総局への社会保護措置の申請の滞りを解消する。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

27. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) 知的・心理社会的障害者を含むすべての障害者の政治的・公的活動への参加の権利を保証する。障害を理由に投票権の停止を定めている民法492条、497条、選挙法7条などの法律上の規定の改正に関する情報を含めてください。

 (b) 投票環境と投票資料が完全に利用可能であることを保証し、障害のある有権者を支援するための措置が投票の秘密を尊重する。

 (c) 連邦、地域圏、共同体の各レベルの政治的・公的意思決定の場において、障害者、特に障害のある女子の効果的な参画を確保する。

**文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

28. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) スポーツ施設、博物館、文化遺産、自然遺産、その他障害者の文化的生活に関連する場所の利便性を高める。

 (b) 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

**C. 特定の義務（31〜33条）**

**統計及び資料収集（31条）**

29. 障害者の権利に関する資料の収集、分析、普及を体系化し、公共政策をよりよく設計し、また特に性別、年齢、民族、機能障害の種類、教育・雇用状況、社会保護の資格別に公共政策措置を細分化するために締約国がとった措置について、最新の情報を提供してください（特に、ワシントングループの「障害に関する短い質問セット」を考慮してください）。

**国際協力（第32条 ）**

30. すべての国際開発プログラムおよび活動が、すべての障害者にとって包容的で利用可能であることを保証するために、締約国がとった措置について情報を提供してください。条約の効果的な実施と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」との関連性を考慮してください。

**国内における実施及び監視（第33条）**

31. 以下の情報を提供してください。

 (a）異なる地域圏や共同体で任命された連絡先の間の調整と協力。

 (b）条約第33条2に基づく独立した監視機構として指定されているUnia（連邦機会均等センター）の任務と人的・財政的・技術的資源。

 (c）条約の実施及び監視において、障害者とその代表団体の完全かつ効果的な参加を確保するためにとられた措置

（翻訳：佐藤久夫、伊勢田堯）